

船舶事故調査報告書

令和2年6月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

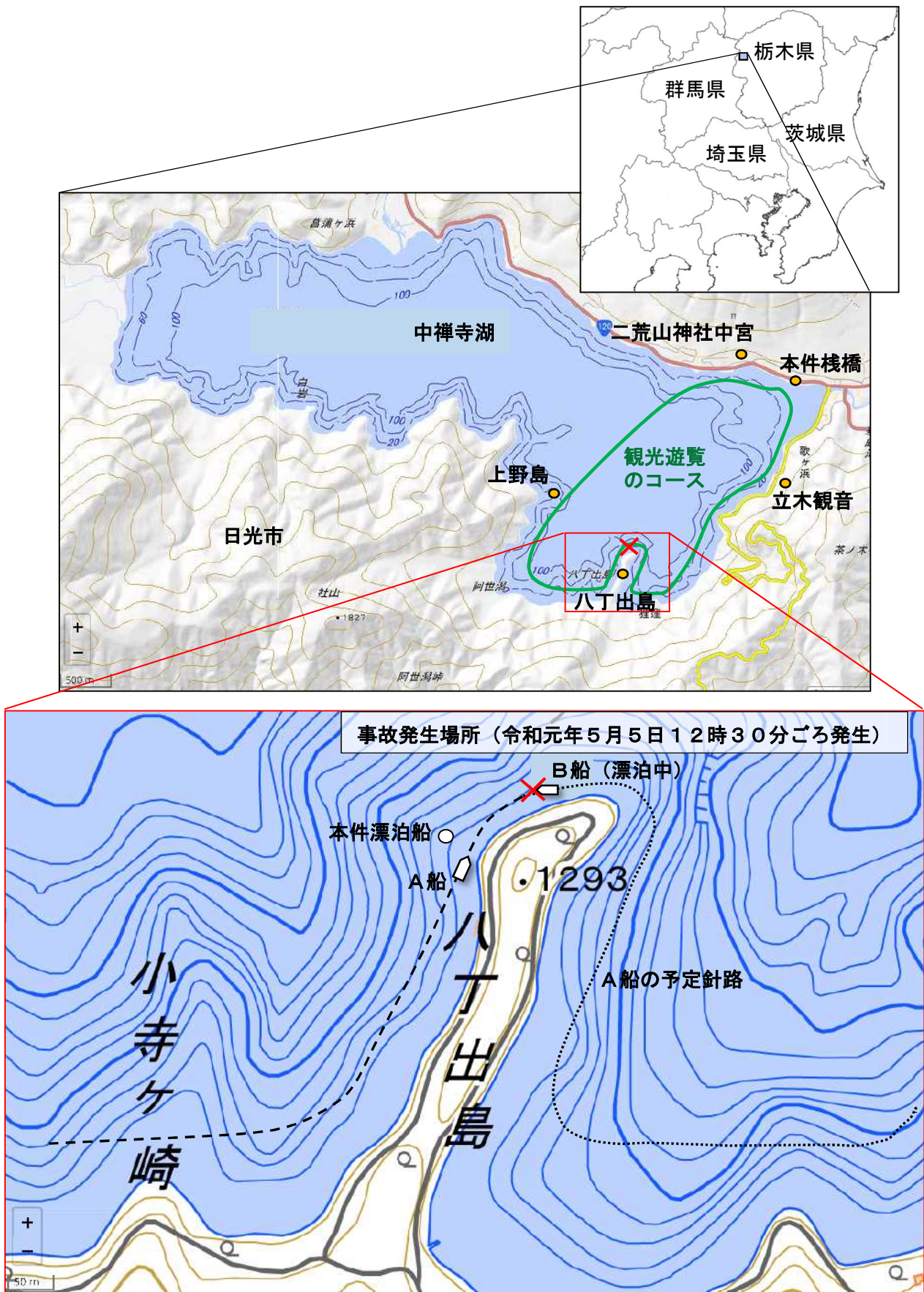
事故種類	衝突
発生日時	令和元年5月5日 12時30分ごろ
発生場所	栃木県日光市中禅寺湖八丁出島北岸沖（中禅寺湖南東部） 半月丸三等三角点から真方位359°1,600m付近 （概位 北緯36°43.5′ 東経139°28.5′）
事故の概要	遊覧船QUEENRESORT CHUZENJIは、東北東進中、また、プレジャーボート第二山路丸は、漂泊中、両船が衝突した。 QUEENRESORT CHUZENJI は、船首部に凹損等を生じ、また、第二山路丸は、船首部に亀裂を生じた。
事故調査の経過	令和元年6月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊覧船 QUEENRESORT CHUZENJI、5トン未満（長さ6.48m） 230-21905 栃木、有限会社中禅寺観光センター（A社） 6.48m (Lr) × 2.00m × 0.83m、FRP 船内外機、139.70kW、平成2年6月 B プレジャーボート 第二山路丸、5トン未満（長さ3.64m） 230-43100 栃木、個人所有 3.64m (Lr) × 1.47m × 0.62m、FRP ガソリン機関（船外機）、7.30kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 操縦者A 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月18日 平成31年4月16日をもって失効していた。 B 船長B 男性 31歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年9月26日 免許証交付日 平成31年2月25日 （令和6年9月25日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に凹損、左舷中央部に擦過傷

	B 船首部に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 水象：湖面 平穏
事故の経過	<p>A 船は、操縦者 A が 1 人で乗り組み、旅客 3 人を乗せ、中禅寺湖内を観光遊覧する目的で、令和元年 5 月 5 日 12 時 00 分ごろ中禅寺湖の中禅寺観光センター棧橋（以下「本件棧橋」という。）を出発した。</p> <p>A 船は、操縦者 A が操縦席に腰を掛けて操縦を行い、1 つ目の景勝ポイント及び 2 つ目の景勝ポイントを経由後、3 つ目の景勝ポイントである中禅寺湖南岸から北北東方に延びる八丁出島の西岸沖に到着した。</p> <p>A 船は、操縦者 A が、主機を微速力前進として手動操舵により、八丁出島基部付近から観光案内を始めた後、同島西岸沖を北北東進した。</p> <p>A 船は、八丁出島北北西岸沖において、操縦者 A が、観光案内を中断して 4 つ目となる最後の景勝ポイントに向かうこととし、周囲の状況を確認したところ左舷船首方の漂泊船 1 隻（以下「本件漂泊船」という。）以外に他船を認めなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、右方の同島北北西岸から北岸沿いの浅所への接近状況に注意しながら、本件漂泊船と浅所との間を増速して通過後、右転して東北東進を始めた。</p> <p>A 船は、船長 A が、約 30 km/h の速力（対地速力）で八丁出島北岸沖を東北東進中、12 時 30 分ごろ、B 船を船首方至近に認め、慌てて右舵一杯としたものの、B 船と衝突した。</p> <p>A 船は、操縦者 A が、反転させて B 船のそばに引き返し、船長 B から所属の会社名を尋ねられたので A 社社長であることを伝えた後、最後の景勝ポイントを経由して本件棧橋に着棧した。</p> <p>B 船は、船長 B が 1 人で乗り組み、中禅寺湖内でひめますのルアー釣りを行う目的で、5 日 05 時 00 分ごろ日光市^{ちゅうぐうし}中宮祠の湖岸を出発した。</p> <p>B 船は、船長 B が、両舷から各 2 本の竿^{さお}を出して中禅寺湖東岸沖で場所を移動しながら釣りをを行い、12 時 25 分ごろ、八丁出島北岸沖約 10 m に移動したところ、水深が浅くなったので、釣り糸を短くする目的で船外機を中立運転とし、船首を西方に向けて漂泊を開始した。</p> <p>B 船は、船長 B が、左舷船首方に出した竿のリールを巻き上げていたとき、左舷船首方約 100 m の八丁出島北北西岸沖に A 船を視認し、A 船が B 船の北方沖に向けて増速を始めたように見えたので、B 船から離れて安全に通過していくものと思い、漂泊を続けていたとこ</p>

	<p>ろ、A船が徐々に右転し、B船に向かってきたのでどうすることもできず、船首部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが、B船のそばに引き返してきた操縦者Aに、所属の会社名等を確認し、B船が着棧後にA社に出向くことを伝え、本件棧橋に着棧した。</p> <p>船長Bは、親族に携帯電話で本事故の発生を伝え、同親族が警察署に通報した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船及びB船、写真2 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、レーダーが装備されていなかった。</p> <p>操縦者Aは、中禅寺湖での観光遊覧を約50年前から営んでおり、本事故発生場所を幾度も航行した経験があった。</p> <p>操縦者Aは、本事故当時、中禅寺湖の水位が低下していたこともあり、右方の陸岸沿いの浅所への接近状況に注意を向けていたので、船首方の見張りが疎かになり、漂泊中のB船に衝突直前まで気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>操縦者Aは、平成19年3月に中禅寺湖での観光遊覧を目的とした不定期航路事業の届出を行い、事故処理基準に定められている事故発生時の通報を警察署及び運輸局に行っていなかった。</p> <p>操縦者A及び旅客3人は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、平成26年に小型船舶操縦士免許を取得し、専ら中禅寺湖で釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、本事故当時、笛を船外機にぶら下げていた。</p> <p>船長Bは、複数社の運航する遊覧船がふだんから八丁出島北岸沖を通ることを知っていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、八丁出島北北西岸沖を北北東進中、操縦者Aが、最後の景勝ポイントに向かう際、周囲を見たところ本件漂泊船以外に他船を認めなかったため前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、右方の陸岸沿いの浅所への接近状況に意識を向けながら右転して東北東進したことから、船首方で漂泊していたB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Aは、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、本船の操縦を行ってはいなかった。</p> <p>B船は、八丁出島北岸沖において、船首を西方に向けて漂泊中、船長Bが、左舷船首方約100mにA船を視認した際、A船がB船の北</p>

	<p>方沖に向けて増速を始めたように見えたのでB船から離れて安全に通過していくものと思い、漂泊を続けていたことから、A船が徐々に右転し、B船に向かってきたのでどうすることもできず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、八丁出島沖において、A船が北北東進中、B船が船首を西方に向けて漂泊中、操縦者Aが、最後の景勝ポイントに向かう際、右方の陸岸沿いの浅所への接近状況に意識を向けながら右転して東北東進し、また、船長Bが、A船を視認した際、A船がB船から離れて安全に通過していくものと思い、漂泊を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方向のみに意識を向けることなく、常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 接近する他船を認めた場合、他船が避けると思わず、船体を移動させるなどして早期に衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 事故発生後、速やかに事故処理基準に定められた官公署に通報すること。 ・ 受有する小型船舶操縦免許証の有効期間を確認し、更新手続を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用

写真1 A船及びB船

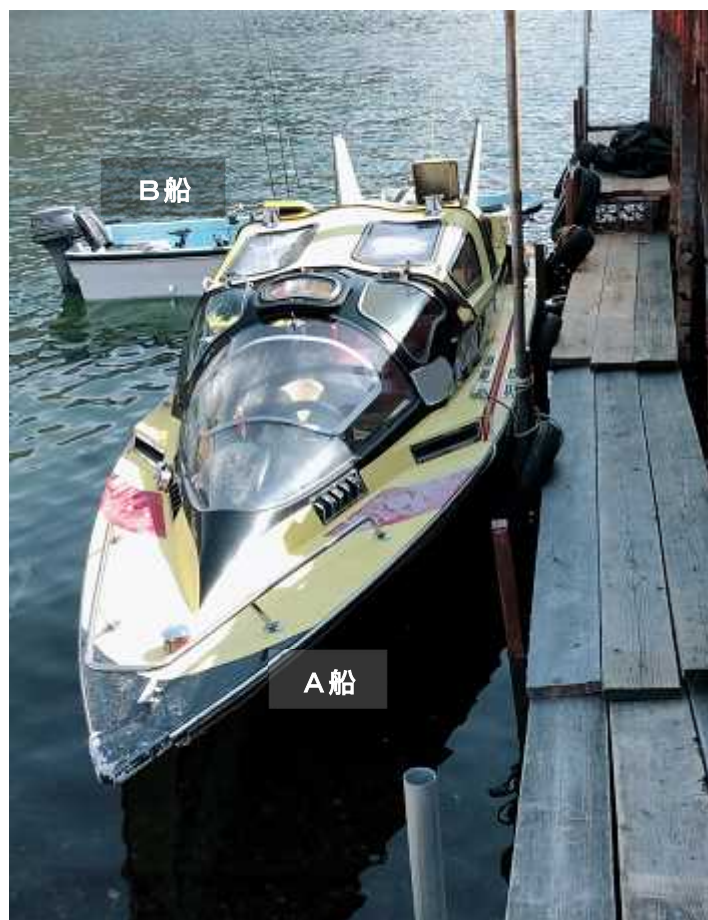


写真2 B船

